

京都市告示第 37 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金
収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

平成 31 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収及び収納事務の内容	委託する期間
一般財団法人 京都市都市整備公社	京都市清水坂観光駐車場及び 京都市銀閣寺観光駐車場の駐車 料金の徴収及び収納事務	平成 31 年 4 月 1 日 から平成 35 年 3 月 31 日まで
同上	京都市嵐山観光駐車場及び京都 市高雄観光駐車場の駐車料金の 徴収及び収納事務	平成 31 年 4 月 1 日 から平成 35 年 3 月 31 日まで
同上	京都市円山駐車場の駐車料金の 徴収及び収納事務	平成 31 年 4 月 1 日 から平成 35 年 3 月 31 日まで
タイムズグループ	京都市出町駐車場の駐車料金の 徴収及び収納事務	平成 31 年 4 月 1 日 から平成 35 年 3 月 31 日まで
京都御池地下街 株式会社	京都市御池駐車場の駐車料金の 徴収及び収納事務	平成 31 年 4 月 1 日 から平成 35 年 3 月 31 日まで

(建設局自転車政策推進室)